

令和元年9月11日

## 高齢者の誤飲・誤食事故に注意しましょう！

### －医薬品の包装シート、義歯、洗剤や漂白剤の誤飲が目立ちます－

消費者庁には、65歳以上の高齢者の誤飲・誤食の事故情報がこれまでに318件寄せられており、医薬品の包装シート、義歯・詰め物、洗剤や漂白剤等を誤飲・誤食したという事故が多く見られました。

高齢者が食品や医薬品以外のものを間違えて口にするとする事故は、御自身では気付かない場合が多く、家族や介護者等周囲の人が以下の点に気を配ることが大切です。

- (1) 医薬品の包装シートは1錠ずつに切り離さないようにしましょう。
- (2) 定期的に歯科を受診し、義歯を良好な状態に保つとともに、食後に義歯を確認しましょう。
- (3) 食器の中に洗剤や漂白剤を入れて放置しないようにしましょう。
- (4) 食品や飲料とそれ以外のものは別の場所で保管しましょう。
- (5) 食品の容器に食品以外のものを移し替えないようにしましょう。
- (6) 誤飲・誤食すると危険なものは、認知症の方の手の届かないところに保管しましょう。

## 1. 消費者庁に寄せられた事故情報の概要

消費者庁には、医療機関ネットワーク事業<sup>1</sup>を通じて、65歳以上の高齢者が食品以外のものを誤飲・誤食したという事故情報が、平成22年12月から令和元年6月末までに318件<sup>2</sup>寄せられており、独立行政法人国民生活センターが平成22年9月に、消費者庁が平成27年9月に、それぞれ注意を呼び掛けた後も、事故は発生しています。

年代別に見ると、75歳以上の事故が多く、前期高齢者(65～74歳)92件に対して、後期高齢者(75歳以上)では226件と、2.5倍にもなります(図1)。

性別では、男性が136件、女性が182件でほぼ4対6の割合でした(図2)。さらにそれを年代別で見ると、年代が上がるにつれて、女性の割合が増えていく傾向にあります(図3)。

<sup>1</sup> 「医療機関ネットワーク事業」とは、参画する医療機関(令和元年6月時点で24機関が参画)から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業(平成22年12月運用開始)。ただし、医療機関数は変動している。

<sup>2</sup> 件数は本件のために消費者庁が特別に精査したものの。

製品別に分類すると、医薬品の包装を誤飲したという事例が116件（うちPTPシート<sup>3</sup>と記載があった事例は83件）と最も多く、全体の36.5%を占めていました。次いで、義歯・詰め物が67件（21.1%）、洗剤・漂白剤等が39件（12.3%）となっており、この上位3位で69.8%でした（図4）。

危害を受けた部位としては、食道が111件（34.9%）と最も多く、口・口腔・歯、鼻・咽頭、気道と合わせると62.3%を占めていました。また、危害が全身に及んでいる事故も23件ありました（図5）。

受診した際の処置見込みを見ると、即日治療完了が197件（61.9%）ですが、通院を必要とする事例が18件、また入院を必要とする事例が63件でした（図6）。

危害の程度としては、軽症が262件（82.4%）ですが、中等症52件、重症2件、死亡した事例も2件ありました（図7）。

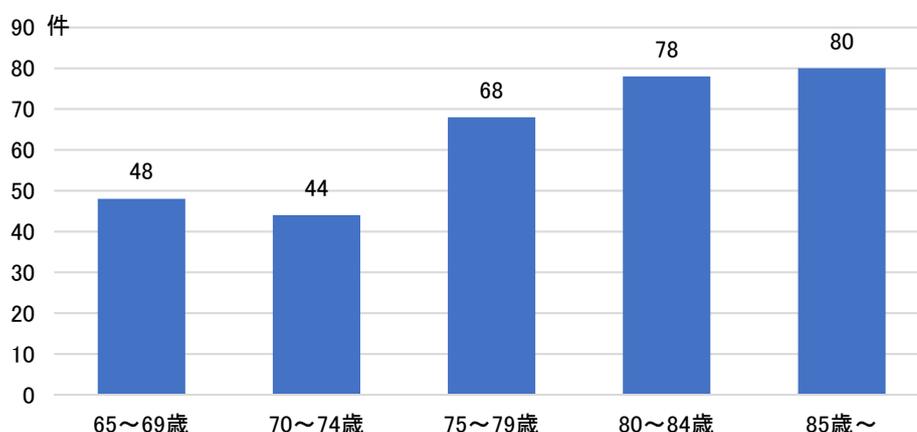


図1 年代別事故件数

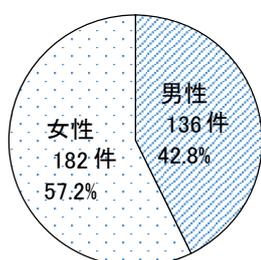


図2 性別事故件数

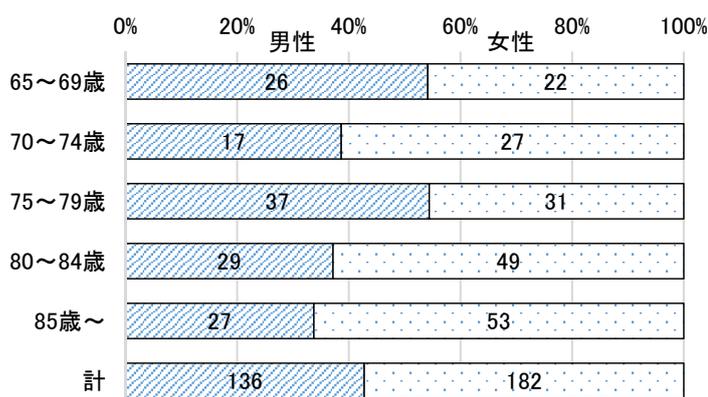


図3 性別・年代別事故件数

<sup>3</sup> PTPシートとは「Press Through Package」の略で、医薬品等をアルミ等の薄いシートとプラスチックで1錠ずつ分けて包装したものをいう。写真の医薬品は、事故事例とは関係ない。



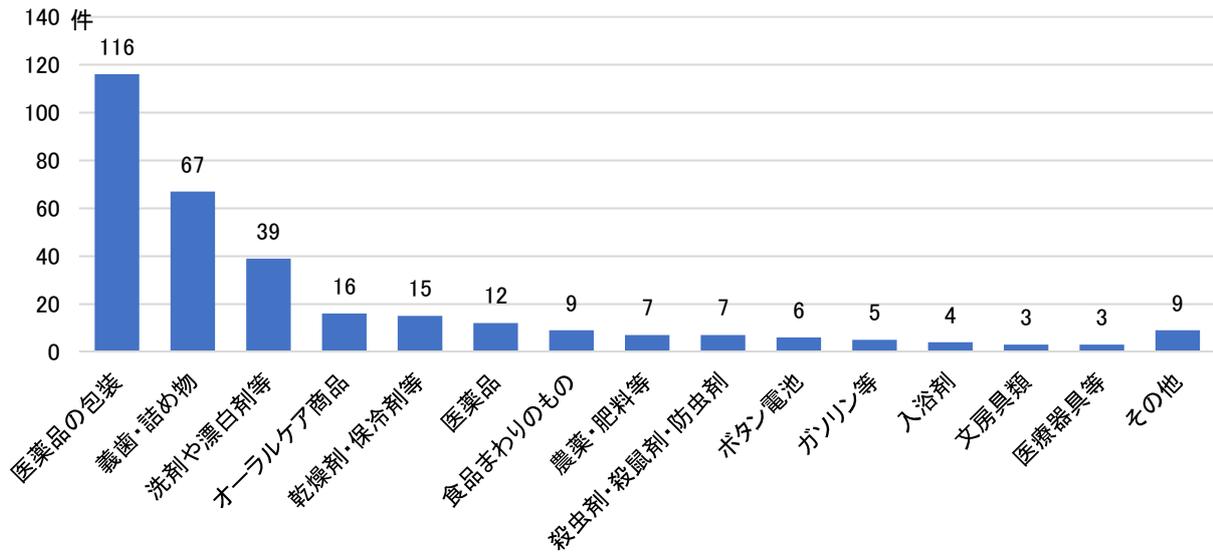


図4 製品別事故件数

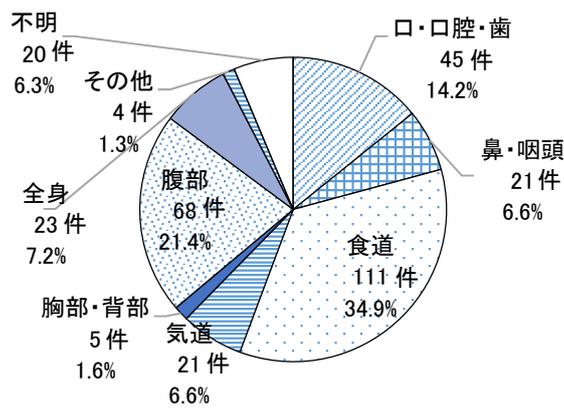


図5 危害を受けた部位

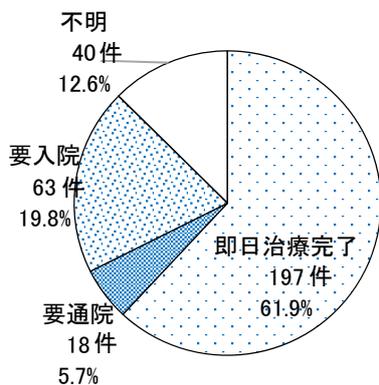


図6 処置見込み

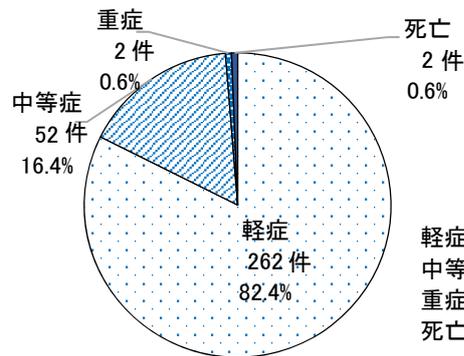


図7 危害の程度

軽症：入院を要さない傷病  
 中等症：生命に危険はないが、入院を要する状態  
 重症：生命に危険が及ぶ可能性が高い状態  
 死亡：当該事故により患者が死亡された場合

## 2. 主な事故事例

### (1) 医薬品の包装シート

#### 【事例1】

夕食後、内服薬を包装のまま誤飲した。これまで包装のままを誤飲したことはなかった。普段は薬ケースに朝・昼・夕と薬剤包装（PTPシート）のまま分割して整理しており、いつもケースから取り出した後で包装を開いて内服している。本日は既に包装を開けたと誤解してしまった。食道と胃の接合部付近にPTPシートを発見し、回収した。下部食道から裂けた傷があり、出血していた。

（平成26年7月、70歳代女性、要入院、中等症）

#### 【事例2】

薬を内服した後に包装を洋服のポケットに入れていた。少し経って、薬を飲んでいないと勘違いし、薬の包装を誤飲した。前胸部にチカチカとする痛みがあり、受診。内視鏡にて、食道にあった薬の包装を2個除去した。食道に軽度の切り傷あり。

（平成25年1月、70歳代女性、要通院、軽症）

### (2) 義歯や詰め物

#### 【事例3】

パンを食べていて喉に詰まらせて、意識消失、心肺停止したため救急要請。咽頭を観察したところ、下の入れ歯が気管内に詰まっており、その奥には食物が大量にあった。気管内異物による窒息、低酸素脳症の所見。2日後死亡。

（平成29年3月、80歳代女性、要入院、死亡）

#### 【事例4】

朝食時に義歯がないことに気付き、何か詰まったような感じあり。レントゲンにて、ブリッジ義歯が見付かる。気管切開術後、喉頭の異物の摘出術を行う。

（令和元年6月、70歳代男性、要入院、中等症）

#### 【事例5】

館のお菓子を食べて歯を磨こうとした際に、奥歯がないことに気付き、飲み込んだようだと言診。症状は何もない。腹部レントゲンで見ると、胃を通過し、骨盤内腸管に金属様の物体あり。自然排泄を期待し、腸管に穴があく等のリスクも説明して、自宅で経過観察とした。

（平成30年8月、80歳代女性、即日治療完了、軽症）

### (3) 洗剤・漂白剤

#### 【事例6】

自宅で家族が水筒を洗浄するために、水と台所用塩素系漂白剤を混ぜたものを入れ、放置していた。それを知らずに、100ミリリットルほど誤飲した。胸やけあり、喉の

違和感あり。

(平成 30 年 8 月、70 歳代男性、要入院、軽症)

【事例 7】

台所用強力洗剤を 1 口間違えて飲んでしまった。ペットボトルに移して使っていたため。水を 2 リットル程度飲んだ後、3 回嘔吐。多めに水分を摂取してもらい、自宅にて経過観察を指示した。

(平成 31 年 3 月、70 歳代男性、軽症)

#### (4) その他

【事例 8】

夕食後に爪楊枝をくわえたまま眠ってしまい、誤って飲み込んでしまった。CT にて胃内に爪楊枝のようなものが見付かった。先が鋭利なため、内視鏡にて除去する。

(平成 29 年 12 月、70 歳代男性、即日治療完了、軽症)

【事例 9】

自宅にて、家族が家庭菜園の肥料として、ペットボトル内に液体肥料を 5 倍希釈で作って冷蔵庫に保管していた。それを、知らずに誤飲。2 口飲んで味がおかしいと気付く、飲むのを止めた。水をマグカップ 4 杯飲んで受診。特に症状無く、自宅で経過観察とした。

(平成 30 年 9 月、70 歳代男性、即日治療完了、軽症)

#### (5) 認知症の方の事例

事故情報 318 件のうち、認知症の症状がある方の事故とはっきり記載しているものは 37 件でした。

【事例 10】

外出していた家族が帰宅した際、市販のコバエ誘因殺虫剤の中身がなくなっており、容器の近くにスプーンがあったので、誤飲したと推測された。本人は認知症があり誤飲の記憶はない。容器内の薬剤がほぼなくなっている。患者に特記所見がないことから、家族へ症状に注意して自宅で経過観察するよう指示した。

(平成 28 年 7 月、80 歳代男性、軽症)

【事例 11】

デイサービス中に口を動かしている認知症の患者を職員が発見。口腔内からたばこの葉が出てきた。嘔吐 3 回あり。意識障害あり。胃洗浄を行う。

(平成 30 年 2 月、80 歳代男性、要入院、中等症)

【事例 12】

認知症の男性。自宅で苦しそうにしているのを家族が発見。様子を見ていたところ、もたれるようにして意識を消失し、救急要請。家族が胸を圧迫したところ、口の中か

ら介護用ゴム手袋が出てきた。救急搬送され、チューブを挿入し吸引するなど処置したが、既に肺炎の兆しがあり。窒息した後、死亡確認となった。

(平成 28 年 10 月、80 歳代男性、即日治療完了、死亡)

### 3. 事故防止のためのアドバイス

**(1) 医薬品の PTP 包装シートは 1 錠ずつに切り離さないようにしましょう。**

PTP 包装シートには誤飲防止のため、1 つずつに切り離せないよう、あえて横又は縦の一方向のみにミシン目が入っています。1 つずつに切り離さずに保管し、服薬時には PTP 包装シートから薬剤を押し出して薬剤のみを服用しましょう。

**(2) 定期的に歯科を受診し、義歯を良好な状態に保つとともに、食後には義歯を確認しましょう。**

義歯の誤飲は、口腔内の定位置から義歯が離脱しやすくなることに起因します。破損や劣化、ゆるみ等が生じると、その危険性が高くなります。口腔に問題が生じたときだけでなく、定期的に歯科を受診し、良好な口腔の機能及び義歯の状態を保ちましょう。

また、食物と一緒に誤飲する事例が多いことから、食事時や服薬時に本人自身が注意するとともに、家族や周囲の人の配慮が特に必要です。誤飲を起こす可能性が高いと思われる義歯については食後に義歯を確認しましょう。

**(3) 食器の中に洗剤や漂白剤を入れて放置しないようにしましょう。**

汚れを落とすために食器に入れておいた洗剤や漂白剤をうっかり飲んでしまう、という事故が目立ちます。洗浄・漂白中の食器等の置き場所に注意し、長時間放置しないことが必要です。

**(4) 食品や飲料とそれ以外のものは別の場所で保管しましょう。**

食品や医薬品と間違えて口にしてしまう事故が見られます。食品や飲料と同じ場所に置かないようにしましょう。特に台所では洗剤や漂白剤等の置き場所に注意してください。

**(5) 食品の容器に食品以外のものを移し替えないようにしましょう。**

食品以外のものをペットボトルなど食品の容器に移し替えないでください。食品と間違えてしまうばかりでなく、誤飲してしまった場合に成分等の必要な情報が分からなくなります。

**（６）誤飲・誤食すると危険なものは、認知症の方の手の届かないところに保管しましょう。**

認知症の方は味やにおいを感じにくく、誤って飲んだり食べたりしても本人自身は気付かない場合があります。誤飲の可能性のある高齢者に対しては、家族や介護者が保管場所や保管方法などに気を配ることが重要です。

#### **4. 誤飲・誤食した場合の対処法**

万一、誤って口にしてしまった場合には、誤飲・誤食したものと、その量を確認しましょう。呼吸をしていない、呼び掛けても反応がない等、重篤な症状がある場合にはすぐに119番に電話して救急車を呼びましょう。

意識があり、呼吸も脈拍も異常がない場合でも、症状に応じて下記のような専門機関に相談するなど、緊急度に応じた対応を行いましょう。口の中に残っているものがあれば取り除いて口をすすぎますが、吐かせることまでは勧められていません。吐物が気管に入ってしまったたり、吐かせることで症状が悪化する危険性があるものもあります。

また、直後に症状がなくても、経過を観察し、いつもと様子が異なる場合には、誤飲・誤食したものを持参して、医師の診察を受けましょう。

##### ●電話相談窓口「救急安心センター事業（#7119）」等

「救急車を呼んだ方がいいのか」、「今すぐ病院に行った方がいいのか」等、救急医療を受診するか迷った際に、短縮ダイヤル「#7119」で救急電話相談を利用できる地域があります。また、#7119以外の電話番号やネットガイド等で類似のサービスを実施している地方公共団体もあります。

##### ●全国版救急受診アプリ「Q助（きゅーすけ）」

Web版・スマートフォン版アプリ「Q助」は、画面上に表示される選択肢から、該当する症状を選択していくことで、緊急度に応じた対応が表示される仕組みとなっています。スマートフォン版では、そのまま119番通報ができるほか、自分で医療機関を受診する場合には、医療機関や受診手段（タクシーなど）の検索を行うこともできます。

##### ●公益財団法人日本中毒情報センター「中毒110番」

身のまわりにある洗剤、化粧品、殺虫剤、医薬品、園芸用品などによる中毒事故が起こったとき、受診の必要性、予想される中毒症状、家庭で可能な応急手順などの情報提供を受けることができます。下記2か所のいずれかに御相談ください。

【電話サービス】（情報提供料：無料、通話料：相談者負担）

大 阪：072-727-2499（24 時間）  
つくば：029-852-9999（9 時～21 時）

## 5. 関係機関への情報提供

高齢者の誤飲・誤食事故を防ぐためには、本人だけでなく家族や周囲の人が日頃から注意を払うことが大切です。

このため、誤飲・誤食の危険性や事故防止対策について引き続き消費者へ更なる周知・啓発を図るよう、関係団体等へ情報提供を行いました。

## 6. 参考

消費者庁「高齢者の誤飲・誤食事故に御注意ください！」（平成 27 年 9 月 16 日）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/150916kouhyou\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/150916kouhyou_1.pdf)

消費者庁（映像教材）「家庭用品等による中毒事故を防ぐために 高齢者編」（平成 23 年度）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/information\\_005/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/information_005/)

独立行政法人国民生活センター「注意！高齢者に目立つ薬の包装シートの誤飲事故－飲み込んだ PTP 包装が喉や食道などを傷つけるおそれも－」（平成 22 年 9 月 15 日）  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100915\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100915_1.html)

厚生労働省「PTP 包装シート誤飲防止対策について」（平成 22 年 9 月 15 日）  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000rwyg.html>

日本歯科医師会「お口の 119－つめ物・かぶせ物が取れた 飲み込んだ」  
<http://www.jda.or.jp/park/rescue/index05.html>

日本石鹼洗剤工業会「高齢者の誤飲・誤食を防ぐために」  
[https://jsda.org/w/02\\_anzen/goin\\_koureisya.html](https://jsda.org/w/02_anzen/goin_koureisya.html)

総務省消防庁「救急救助 #7119（救急安心センター事業）関連情報」  
<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate006.html>

総務省消防庁「全国版救急受診アプリ（愛称「Q助」）」  
<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html>

公益財団法人日本中毒情報センター

<https://www.j-poison-ic.jp>

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

加藤、睦門（むつかど）、朝倉

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>